

水俣・芦北景観形成地域の景観形成に関する基本計画

1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

(1) 水俣・芦北景観形成地域の景観の県土における位置付け

ア 変化と起伏に富んだ美しい自然風景

当地域においては、九州山地から連なる標高 200~400mの山地が海岸線近くまで迫り、湾曲した海岸線が幾重にも折り重なる典型的なリアス式海岸を構成している。斜面地の緑と不知火海の清く澄んだ青が織り成す変化と起伏に富んだ景観は、芦北七浦と呼ばれ、詩情をかき立てる美しい自然景観として、万葉の時代から多くの人々を魅了している。

イ 地場産業がもたらす特徴的な生活風景

当地域においては、波静かな不知火海の特徴を利用した伝統漁法であるうたせ網漁や、リアス式海岸の急峻な斜面地を利用した段々畑の甘夏ミカン・デコポン等の栽培など、地域の気候風土や地形を巧みに利用した地場産業が今も息づき、地域の人々の心象風景となっているほか、熊本を代表する風物詩として広く県民に親しまれている。

ウ 質の高い健全な観光・レクリエーション景観の形成

当地域においては、余暇時間の増大や国民意識の変化に対応して、地域の共通基盤である美しい海を守り育て、活用することを統一テーマとした、芦北七浦パークコーストの整備が進められ、道路や海水浴場、遊歩道、公園、遊戯施設、宿泊施設、社会教育施設等の整備が進行・完了しており、周辺の自然環境と調和した質の高い健全な観光・レクリエーション拠点としての景観形成が強く期待されている。

(2) 景観形成に当たっての基本的方向

当地域の景観形成に当たっては、変化と起伏に富んだ自然や、それを巧みに利用してきた生活の風景を守りながら、質の高い健全な観光レクリエーション拠点としての景観形成を図るため、次の内容に留意した取組を行っていく。

ア パークコーストとして共通のイメージを喚起させる景観づくり

当地域においては、湯の児、湯の鶴温泉など古くからの温泉保養地が見られるほか、恵まれた自然環境を生かした公共主体による海浜、シーサイドロード等の整備を始め、観光・レクリエーション施設、社会教育施設などの整備が進められており、こうした動きに連動した民間による開発が予想される。

今後は、これら個々の施設が周辺環境に調和したデザインを心がけるとともに、魅力ある施設のネットワークによって地域全体としての共通のイメージを喚起させるよう、広域的な視点に立った景観形成を進めていく。

イ 変化に富んだ自然の彩りが鮮やかに感じられる景観づくり

当地域においては、不知火海やリアス式海岸の美しい自然景観が展開されており、芦北七浦パークコーストの整備目標においても、美しい海を守り育てながら活用していく方向が示されている。

穏やかな色調を基本とし、四季折々にダイナミックな変化を見せる自然の色彩は、地域を訪れる人々を魅了し、地域における景観の基調をなしている。

今後は、こうした豊かな自然の色彩を生かし、それらがより美しく映えるよう、建築物や工作物等の景観誘導を図る必要がある。

#### ウ 地域固有の生活風景を守り、育てる景観づくり

当地域においては、芦北七浦と呼ばれる複雑な自然地形に寄り添うようにして形成された漁村集落を始め、段々畑の甘夏ミカン園、長年の農作業によって築かれた棚田など、地域の自然を生かし、険しい地形を克服しながら築かれてきた、美しく力強い生活風景が数多く残されている。

今後とも、こうした地域固有の生活風景を保全し、広域交通網の整備等に伴う新しい観光・レクリエーション開発の中でも生かしていくことができるよう景観形成を図る必要がある。

#### エ 身近な歴史資源を守り、生かしていく景観づくり

当地域においては、景行天皇にまつわる伝説や地名が数多く伝えられ、また、旧薩摩街道沿いには歴史的まちなみや城跡、石橋などが点在している。それらは地域の身近な歴史資源として多くの人々に親しまれているばかりでなく、地域の人々の努力によって今日に至るまで守り受け継がれてきた。

今後は、こうした歴史的蓄積を保全し、新しい地域づくりの中に生かしていくことができるよう景観形成を図る必要がある。

#### オ 地域の美しい自然と調和した環境共生の景観づくり

当地域においては、公害病の原点ともいわれる水俣病が発生し、これまで地域社会に暗い影を落としてきた。

一方、近年においては、その教訓を生かした環境創造のまちづくりが進められており、環境と人の営みとの共存関係の中に成り立つ景観のあり方が問われている。

このため特に当地域においては、美しいありのままの自然と、そこに加えられる様々な人工的構築物が調和した環境共生の視点に立った景観形成を図ることが必要である。

### (3) 景観形成を図るうえでの基本方針

本地域の景観形成に当たっては、

- ア 不知火海の美しい海とリアス式海岸の深い緑を基調に良好な景観形成を図っていく必要があるゾーンを〔海岸景観形成ゾーン〕
- イ 民間による様々なレベルの開発が予想され、それらの誘導を図っていく必要がある国道 3 号沿道のうち、地域への導入として重要な位置にある区間を〔沿道景観形成ゾーン〕
- ウ 芦北海岸県立自然公園の区域には含まれないものの、特徴的な景観を有し、それらを生かした景観形成を図っていく必要がある区域を〔特別誘導区域〕として区分し、計画的な景観形成を図っていくものとする。

#### ア 海岸景観形成ゾーン

- ・リアス式海岸の自然的海岸
- ・漁村集落
- ・港湾・工場等の都市的海岸

#### イ 沿道景観形成ゾーン

- ・国道 3 号沿道

#### ウ 特別誘導区域

- ・温泉街（湯の児地区、湯の鶴地区）
- ・歴史的まちなみ（佐敷地区）
- ・観光施設等の集積（重盤岩周辺地区）

ゾーニング	地区区分	景観形成の基本方針
海岸景観形成ゾーン		<p>海岸景観形成ゾーンは、典型的なリアス式海岸によって作り出される天然の良港と九州山地から続く険しい斜面地の緑が出合う、県内でも例を見ない変化に富んだ自然景観を有している。</p> <p>また、リアス式海岸の入り江には古くからの漁村集落が築かれ、急な斜面地を利用した柑橘類の段々畑など、地域の基調をなす自然と人々の営みとの共存の姿を現す、地域固有の豊かな景観が形成されている。</p> <p>一方、本ゾーンにおいては、既に大規模な観光・レクリエーション拠点が整備され、更に地域の共通基盤である美しい海を守り育て、活用することを統一テーマとした、芦北七浦パークコースト構想によるシーサイドロードや海岸環境、社会教育施設等の整備や市町による観光開発等が進行しており、これらの基盤整備により民間の開発も促進されることが予想される。</p> <p>このため、地域に継承されてきた自然との共存の姿勢を今後も持続し、共通基盤である不知火海への眺望や自然な海岸線、起伏に富んだ岬の緑などを保全しながら、質の高い健全な観光・レクリエーション拠点としての景観形成を図るものとする。</p> <p>さらに、水俣湾埋立地においては、環境復元に基づく新たな環境づくりが進められていることから、豊かな自然に恵まれ、将来への可能性を秘めた新しい水俣のイメージづくりに寄与する景観形成を図るものとする。</p>
沿道景観形成ゾーン		<p>沿岸景観形成ゾーンとして指定する国道3号は、本地域の骨格軸（交通量：約13,000台/日）であり、域内交通はもとより、熊本・鹿児島方面との広域交通の主要動線となっている。</p> <p>指定区間には、比較的良好な自然・田園景観が残されており、地域への玄関口として地域を印象づけるとともに、海岸景観形成ゾーンへの導入として重要な路線となっている。</p> <p>このように国道3号は、地域住民と地域外からの来訪者・通過者双方にとって重要な動線であり、それらの人々の出会いの場としても位置付けられる。</p> <p>このため、地域に受け継がれてきた自然・田園景観を継承するとともに、来訪者を暖かく分かりやすく迎え、誘導する、玄関口にふさわしい沿道景観の形成を図るものとする。</p>
特別誘導地区	湯の児地区	<p>湯の児地区は、古くから温泉街として歴史的な風情を残す温泉旅館が集積しているほか、フィッシングパーク、人工海浜、桜並木などの観光基盤施設も整備されている。また、民間によって地場産品を生かしたスペイン風の観光施設が整備されるなど、特色のある観光開発の動きも見られる。</p> <p>このように多様なイメージをもった多くの観光資源が集積している湯の児地区は、水俣・芦北観光の中核に位置付けられることから、地域を代表する質の高い健全な観光・レクリエーション拠点としての景観形成を図るものとする。</p>

ゾーニング	地区区分	景観形成の基本方針
特別誘導区域	湯の鶴地区	<p>湯の鶴地区においては、古くから湯出川沿いの山間地に温泉旅館が集積し、川や山の自然に抱かれた独特の温泉街を形成しており、[海の湯の児温泉]とともに、[山の湯の鶴温泉]として県内外の人々に親しまれてきた。</p> <p>周辺には、湯の鶴七滝などの豊かな景勝地が位置し、地区内には、保健センターや全天候型ゲートボール場、広場、遊歩道なども整備されている。</p> <p>また、周辺の急傾斜地には、長年の営みの中で維持・管理されてきた美しく力強い、自然石積みの棚田が広がっており、今後はこれらを生かし、湯の鶴温泉とも連動した、地区全体の活力を引き出していけるような観光農業としての利用が模索されている。今後も、個々の資源の魅力を引き出し、それらを連動させることによって、地域全体として魅力のある景観を形成していくものとする。</p>
	佐敷地区	<p>佐敷地区においては、佐敷城跡の石垣復元事業や地名サインの設置、商店街における歴史的雰囲気合わせた店舗修景やのれんの統一など、旧薩摩街道の宿場町としての歴史的資源を生かしたまちづくりが、官民双方の手によって積極的に進められている。</p> <p>このため、地域の歴史的資源を保全・活用し、それらと視覚的な連続性をもったまちなみ景観を創出していくことを基本に景観形成を図るものとする。</p>
	重盤岩周辺地区	<p>重盤岩周辺地区においては、重盤岩や重盤岩眼鏡橋が地域の自然や歴史・文化などを象徴していることから、周辺に立地する温泉館や物産館、文化センター、美術館はもとより、今後建設される建築物についても、重盤岩や重盤岩眼鏡橋などとの調和に配慮し、地域の自然的・歴史的な文脈を継承していく必要がある。このため、重盤岩周辺地区においては、重盤岩や重盤岩眼鏡橋が美しく映えるような景観形成を目指すものとする。</p>

## 2 景観形成のための基準の策定指針並びに指導、助言及び勧告に関する事項

本地域における景観形成のための基準及び指導等については、次の観点に立って定め、運用するものとする。

行 為	基準の策定指針及び指導等の観点
建築物等の新築、増築、移転若しくは撤去又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退し、ゆとりの空間を確保するとともに、不知火海の眺望を始め、地域の基調となる自然や歴史的な文脈を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。</li> <li>・意匠、形態、材料、色彩等については、地域の基調となる景観を守り、生かすことができるように配慮する。</li> <li>・特に色彩については、景観形成の即効性、実効性が高いことから、各ゾーン、区域の特性に応じた、きめの細かい誘導を行う。</li> <li>・敷地内については、地域性豊かな質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景に生かすよう配慮する。</li> </ul>
独立工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物は、規模、意匠、形態、材料、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮する。</li> <li>・擁壁等は自然素材や落ちついた質感の素材を用い、周辺の自然景観に配慮するとともに、既存の自然石積みの棚田や護岸等は、できるだけ保全するように努める。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採は最小限とし、やむを得ず伐採する場合は地域性豊かな樹種による補植に努める。</li> </ul>
屋外における物品の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置、形態とするとともに、地域性を加味した緑化等によって遮へい、修景等を行うように努める。</li> </ul>
鉱物の掘採又は土石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採掘にあたっては、できるだけ周辺から見えないような方法を取り、採掘中及び採掘終了後は、地域性豊かな植栽等によって遮へい、復元に努める。</li> </ul>
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形形状をいかした造成を行い、なるべく法面や擁壁が発生しないように努める。やむを得ず発生する法面や擁壁は、地域性を加味した緑化等によって修景等の措置を講じる。</li> <li>・既存の良好な樹木や樹林については、修景に生かすとともに、地域性豊かな樹種による緑化に努める。</li> <li>・海岸部においては極力自然の海岸線をいかすように努める。</li> <li>・自然素材の活用に努め、既存の自然石積みの護岸や棚田等については、できるだけ保全、活用する。</li> </ul>
屋外における自動販売装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の位置は、道路からできる限り後退し、海岸沿いについては海側への設置を避け、不知火海の眺望に配慮する。</li> <li>・自動販売機の意匠や色彩等については地域の基調となる景観を十分意識したものとする。</li> </ul>
広告物の設置又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の位置は、道路からできる限り後退し、意匠、形態、規模、材料、色彩等については地域の基調となる景観を十分意識したものとする。</li> <li>・広告物の掲出数を極力抑え、簡易広告物等はできるだけ掲出しないように努める。</li> </ul>



水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－1

		海岸景観形成ゾーン		沿岸景観形成ゾーン	特別誘導区域						
		漁村集落			湯の児地区	湯の鶴地区	佐敷地区	重盤岩周辺地区			
建築物等	建	位置	道路隣接地からの位置	(1)道路（隣接地）からできるだけ後退（離）し、ゆとりの空間を確保する。	(1)道路（隣接地）からできるだけ後退（離）し、ゆとりの空間を確保する。	(1)隣接する建築物の壁面線に、できるだけそろえるようにする。	(1)隣接する建築物の壁面線に、できるだけそろえるようにする。	(1)隣接する建築物の壁面線に、できるだけそろえるようにする。	(1)道路（隣接地）からできるだけ後退（離）し、ゆとりの空間を確保する。		
			配置	(1)周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。 (2)岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。	(1)海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。	(1)周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。	(1)岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。	—————	—————	(1)周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。	
	外	意匠・形態	(1)周囲の自然景観との調和を図るとともに、主要な視点場からの眺望景観に配慮する。 (2)屋根は、2方向以上の勾配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、パラペット、塔屋のデザインに十分配慮するとともに、庇や軒を設けるなどして自然景観に溶け込むように配慮する。 (3)塔屋は、建物本体と一体感のあるデザインとし、建物から突出しないように配慮するとともに、周辺のまちなみに調和するように努める。 (4)屋上に備える空調設備、給水設備等は、覆いをし、建物と同色の着色を施すなど、周辺から見たときの景観に配慮する。屋上以外に設置する空調設備や屋外階段等の設備は、道路から見えない場所に設置したり、建物本体と一体感のある材料や色彩を用いるなどして、周辺の景観に調和するように努める。								
			—————	(5)各集落で多く用いられている建築様式とあわせ、まとまりのある集落景観の形成に努める。	—————	(5)旅館街としての連続性に配慮した外観となるように努める。	(5)旅館街としての連続性に配慮した外観となるように努める。	(5)歴史的まちなみとの調和を図り、まとまりのあるまちなみ景観の形成に配慮する。	—————		
	観	規模	(1)基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内にゆとりの空間を確保する。 (2)大規模な建築物は、できるだけ低層とし、配置の工夫や建物の分節化などによって、建物のボリューム感を低減するように努める。								
			(3)高さは、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しないように努める。	(3)高さは、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しないように努める。	(3)高さは、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しないように努める。	(3)高さは、できるだけ周囲の建築物等とそろえ、旅館街としての連続性を確保するように努める。	(3)高さは、できるだけ周囲の建築物等とそろえ、旅館街としての連続性を確保するように努める。	(3)高さは、できるだけ周囲の建築物等とそろえ、まちなみの連続性を確保するように努める。	(3)高さは、できるだけ周囲の建築物等とそろえ、まちなみの連続性を確保するように努める。		
	色	色彩	外壁（基調色）	(1)潮風等による腐食等を十分考慮し、耐久性に優れ、退色、剥離などが発生しにくい材料を用いる。 (2)質感豊かな材料を用い、表情のあるまちなみの形成に努める。							
				—————	(3)各集落で多く用いられている建築材料と違和感のない材料を用いる。	—————	—————	—————	(5)歴史的建築物で用いられている材料と違和感のない材料を用いる。	—————	
			屋根	○周囲の自然景観と調和した、以下の落ち着いた色調とする。〔推薦色〕 ・暗灰色、黒、暗穏色							
	敷地の緑化	(1)敷地内の木竹は、できるだけ保全に努める。 (2)敷地の周囲や駐車場には地域性豊かな樹木による緑化を施すように努める。 (3)敷地の接道面は、樹木、草花などによる修景・緑化に努める。 (4)敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタなどによる修景・緑化に努める。									

※色彩の区分は、別表「くまもとカラーガイドによる色の分類」のとおり。なお、外壁(1)忌避色において基準の適用は素材色を除く。

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－2

	海岸景観形成ゾーン		沿岸景観形成ゾーン	特別誘導区域			
	漁村集落			湯の児地区	湯の鶴地区	佐敷地区	重盤岩周辺地区
	<p>(1) 岬や稜線上など、景観形成上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮する。 特に、遠景から見渡せる大規模な擁壁や法面、ネット等は、自然の緑との違和感を軽減するため、色彩を工夫するほか、ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 柵、塀、擁壁等の材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、周囲の景観と調和した落ちついた材質感のものを用いる。</p> <p>(3) 工作物の色彩は、各ゾーン及び区域における建築物（外壁）の色彩基準を準用する。</p> <p>(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくなるように努め、やむを得ず横断する場合は、直角横断になるように努める。</p>						
独立工作物	(5) 海岸線に設ける擁壁等の材料は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ちついた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。	—————	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ちついた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ちついた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 (6) 棚田などの自然石積みの壁等は、できるだけ保全するように努める。 (7) 湯出川の水面上を配管や配線類が横断しないように配慮する。	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ちついた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。	同左
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	<p>(1) 木竹の伐採は、自然景観との調和を図るために必要最小限とし、やむを得ず伐採する場合は、地域性豊かな樹種による補植に努める。</p> <p>(2) 樹形が優れ、修景にいかせる樹木は、できるだけ残すように努める。</p>						
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	<p>(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態はできるだけ目立たないように努める。</p> <p>(2) 敷地の周辺は、地域性豊かな樹種による緑化・修景に努める。</p> <p>(3) 海岸部においては、海への眺望を遮らないような位置、形態となるように努める。</p> <p>(4) 観光客等の目に触れやすいメイン動線上に物品の集積又は貯蔵を行う場合は、雑然とならないよう、整理に努める。</p>						
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	<p>(1) 採掘は、周辺からできるだけみえないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>(2) 採掘中は、敷地の周囲を高木等により遮へいし、修景に努める。</p> <p>(3) 採掘終了後は、地域性豊かな樹種による緑化・復元に努める。</p>						
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	<p>(1) 土地の区画形質の変更は、既存の地形形状を生かした造成を行い、法面、擁壁などがなるべく発生しないように努める。 やむを得ず発生する法面や擁壁等は、できるだけ自然素材を活用するなど、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮し、樹木・ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 既存の良好な樹木や樹林については修景に生かすとともに、地域性豊かな樹種による緑化に努める。</p> <p>(3) 宅地開発等は、できるだけゆとりのある区画割りになるように配慮する。</p>						
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	<p>(1) 設置にあたっては、建築物と一体に管理できる状態になるように努める。</p> <p>(2) 設置台数が複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。</p> <p>(3) 周辺の景観を損なうような、鮮やかな色彩を基調とした自動販売装置の設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、周辺の景観に調和した質感豊かな材料で覆うなど、修景に努める。</p> <p>(4) 海岸沿いにおいては、海への眺望に配慮し、道路の海側には設置しないように努める。</p>						
広告物に関する事項	<p>(1) 広告塔・広告板の位置は、道路からできるだけ後退させるように努める。</p> <p>(2) 広告物を掲出する場合は、できるだけ高さを抑え、面積、数量ともに最小限とするように努め、建物本体及び周辺の景観と調和したデザインとする。</p> <p>(3) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、質感豊かなものを用いる。</p> <p>(4) 基調となる色彩は、鮮明色を使用することを避ける。</p> <p>(5) 広告幕、のぼり、旗などの簡易広告物は、できるだけ掲出しないように努める。</p>						



